

犯罪多発注意報 発令通知内容

発令者 滋賀県警察本部長（「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議）

発令対象種別 子ども対象犯罪（ ）多発注意報
 女性対象犯罪（痴漢等）多発注意報
 高齢者対象犯罪（ ）多発注意報
 その他犯罪（ ）多発注意報

発令期間 平成27年11月13日（金）から平成27年11月22日（日）まで

発令地域 県内全域
 地域指定
 大津地域 南部地域 甲賀地域
 東近江地域 湖東地域 湖北地域
 高島地域

※県内7圏域について

大津地域：大津市

南部地域：草津市、栗東市、守山市、野洲市

甲賀地域：甲賀市、湖南市

東近江地域：東近江市、近江八幡市、愛荘町、日野町、竜王町

湖東地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域：長浜市、米原市

高島地域：高島市

- 11月1日～12日までの痴漢等事件発生状況
 - 総数 10件（昨年同期比 +4件）
 - 内訳 強制わいせつ5件、公然わいせつ2件
 - 県迷惑行為等防止条例違反3件
- 11月中の発生事件の主な特徴
 - 地域 大津地域、南部地域および甲賀地域で被害が相次ぐ
 - 時間帯 午後9時～午前0時台
 - 被害の状況
 - ・年齢 10代後半～30歳代の女性
 - ・状況 夜間、徒歩により1人で帰宅途中
 - ・場所 駅周辺の人通りの多い道路から路地に入った場所
街灯の少ない暗い道路上や住宅街から離れた道路上
- 被害に遭わないためのポイント
 - 夜間、徒歩で出かけられる際は、できるだけ明るい道を通る。
 - 音楽を聴きながら、携帯電話を見ながら歩くのは周囲の変化に気づきにくくなるのでしない。

※ 今後の状況により、期間更新、発令地域などが変わる場合があります。